

令和6年第10回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和6年10月29日(火) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	推進委員 宮島 一人 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 山浦 勝義 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請について 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>現況証明願について 非農地証明願について 公共転用届について</p>
-------------	--	---

<p>開会</p>	<p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局 議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>定刻になりましたので、只今より令和6年第10回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、2番、3番の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議には1名の傍聴の申し出がございました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは傍聴者をお通しください。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。</p> <p>それでは議案に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>13番の駐車場として利用しているものについて説明します。</p> <p>場所は、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は北部福祉会館の北西側の位置に所在する2筆で、登記地目は田、現況地目は雑種地で、合計面積は240㎡です。</p> <p>申請法人は、平成17年より当該地を、諸官庁の許可を得ず、店舗の駐車場の一部として利用していたことから、違反状態を是正するために、始末書を添付し農地転用の許可申請がされたものになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局</p>
-----------	--	--

		<p>で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、14番の分家住宅を建築するものについて説明します。</p> <p>場所は、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>申請地は香久山南の交差点から南に約100mの位置に所在する地図上の5許-14の矢印の先にある1筆で、登記地目、現況地目ともに畑で、面積は170㎡です。</p> <p>申請者は現在、市外に暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、一戸建て住宅の建築を計画したことになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水について、汚水は公共下水道に接続し、雨水は申請地北側の道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、15番の分家住宅を建築するものについて説明します。</p> <p>場所は、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>申請地は香久山南の交差点から南に約100mの位置に所在する地図上の5許-15の矢印の先にある3筆で、登記地目、現況地目ともに畑で、合計面積は209㎡です。</p> <p>申請者は現在、市内で、妻と2人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、一戸建て住宅の建築を計画したことになります。</p> <p>申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、祖父が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水について、汚水は公共下水道に接続し、雨水は申請地北側の道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響</p>
--	--	--

もないと思われます。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、16番の駐車場として利用するものについて説明します

場所は、議案書4ページをご覧ください。

申請地は、日進消防署から北西に約300メートルの位置に所在し、登記地目は田、現況地目は雑種地で、面積は964㎡です。

申請法人は、平成6年に設立し、自動車の売買・整備・修理・リース等を行っております。

申請者の事業所が、申出地の北側道路を挟んだ対側にあり、事業所の敷地内には、事務所、修理工場、販売用と修理待ち車両の駐車場があります。

従業員用の駐車場が不足しており、早急に従業員用の駐車場を必要とすることから、必要台数を確保でき、事業所から近く効率よく活用が出来る申請地をやむをえず選定したものであります。

申請地は、令和6年5月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。

排水については、砂利を敷き、表面水は自然浸透させ、周囲の農地に対する影響のない計画となっています。

第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、17番の資材置場として利用するものについて説明します

場所は、議案書5ページをご覧ください。

申請地は、日進市東中学校から西に約200mの位置に所在し、登記地目・現況地目いずれも田で面積は2,148㎡です。

申請法人は、平成24年に設立し、本社を日進市岩崎町に置く建設資材の販売会社であり、日進市を中心に、愛知県・岐阜県・三重県を業務区域としています。

		<p>申請地の隣地と瀬戸市に既存資材置場がありますが、置場が大幅に不足していること、また、販売店として、顧客が利用しやすいよう、十分な面積を必要とすることから、本社がある日進市の既存資材置場の隣地である申請地をやむをえず選定したのとなります。</p> <p>申請地は、令和6年5月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。</p> <p>排水については、既存施設と地盤高を合わせ、砂利を敷き、周囲には囲いを施し、事業地内に集水桝を設け、南側の道路側溝へ排水する計画となっております。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について第1種農地と判断されますが、申請地の周辺地域において業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、支障はありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	議長	
	委員	<p>17番の案件について、農地として利用していた際の排水先は北側でしたが、今事業計画では南側となっているが排水先が南でよいか。また、一体利用地への進入路である南側農道は道路舗装が大型ダンプの進入で薄い舗装がガタガタである。道路の進入に関し規制はあるのかなのか。</p>
	事務局	<p>排水は施設管理者である土木管理課と協議した結果です。南側には排水路があることは確認していますが、念のため土木管理課に確認はします。</p>
	委員	<p>計画地へは土砂を搬入すると思うが、どれくらいの高さを埋め立てるのか</p>
	事務局	<p>高さは1m程度です。隣接する既設資材置場と一体で利用できる高さになります。</p>
	委員	<p>北側は歩道があるが歩道の舗装厚が薄いので、出入りの際、北側から土砂搬入乗入に際し鉄板を引くなどするのか。</p>
	事務局	<p>土木管理課との協議になり詳細はわかりませんが、確認します。</p>

委員	<p>16番の件で確認だが、申請地の南側の同一所有者の農地が荒れているので、管理するよう言ってほしい。</p>
委員	<p>17番の件で、資材置場の転用は今後増えていくのかどうか。</p>
事務局	<p>事業者が資材置場を設置する必要があると認められる場合はやむを得ないと考えます。</p>
委員	<p>資材置場は面積の制限が緩いように思う。内規などあって規制できるよと考えますが、意見とします。</p>
議長	<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
	<p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p>
	<p>続きまして、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p>
	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」説明いたします。</p>
	<p>まず、相続税の納税猶予について簡単に説明いたします。</p>
	<p>農地等の相続税の納税猶予は、農業を営んでいた又は特定貸付を行っていた被相続人から相続等により農地等を取得し、引き続き農業を営む又は特定貸付を行う場合には一定の要件の下に相続税の一定税額の納税が猶予される制度です。</p>
	<p>被相続人の主な要件は、死亡の日まで農業を営んでいた者、農地等の生前一括猶予をした者、死亡の日まで特定貸付を行っていた者などです。</p>
	<p>相続人の要件は、被相続人の相続人で、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者、被相続人の相続人で、相続税の申告期限までに特定貸付を行っていた者などです。</p>
	<p>特例を受ける農地等の主な要件は、被相続人が農業の用に供していた農地等又は特定貸付や営農困難時貸付を行っていた農地等で申告期限までに遺産分割されているものな</p>

		<p>どです。</p> <p>これらの制度の適用を受けるときは、税務署への申請の添付書類として、農業委員会が発行する証明書が必要となります。</p> <p>相続税の納税猶予についての説明は以上です。</p> <p>それでは、1番の案件について説明いたします。</p> <p>場所につきましては、議案書7ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、東部保育園から東に約500mに位置する1筆、南東に約550mに位置する2筆、南西に約160mに位置する2筆、西に約200mに位置する1筆になります。</p> <p>申請地は令和6年2月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を長男が相続されるものです。</p> <p>市街化調整区域の農地においては、納税猶予をかけることにより終身営農として維持していくこと、市街化区域内の農地においては、納税猶予をかけることにより20年間営農として維持していくことの本人承知があり、相続後も引き続き耕作されているため、特に問題はないと思われます。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>耕作をするとは保全管理の予定か。</p> <p>現時点では保全を行っています。来年度からは、作業委託をして耕作をする予定です。</p> <p>農地は自作か、貸し付けかどうか聞き取っているか 自作と聞いています。</p> <p>年齢は。 57歳です。</p> <p>納税猶予の設定の場合、保全管理でよいのか。 耕作をする、でき得る状態であることが必要です。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p>
議長		
委員 事務局		
議長		
議長		

	事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。専決について一括で報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出 2件 ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 10件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 2件
	議長	<p>専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
	事務局	<p>続きまして、その他について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況証明願について ・非農地証明願について ・公共転用届について
	議長	<p>その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。</p>
	事務局	<p>続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。 (事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来月の農業委員会 11月26日(火) 午前9時 本庁舎4階第1会議室 ・視察研修について
	議長	<p>それでは、これをもちまして、令和6年第10回農業委員会を終了させていただきます。</p>
	(15:40)	<p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 2番委員 _____

議事録署名者 3番委員 _____